

一般社団法人 高知県作業療法士会 役員の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人高知県作業療法士会（以下「この法人」という。）の定款第4章第23条に基づき、この法人の役員の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、役員とは、会長及び副会長、理事をいう。

(法令等の順守)

第3条 役員は、法令、定款及びこの法人が定める規定を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与する。

第2章 役員の職務権限

(会長)

第4条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(副会長)

第5条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(理事)

第6条 理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会が定める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

第3章 補則

(細則)

第7条 この規定に定めるもののほか、この規定に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規定は、平成26年9月1日から施行する。

別表

項目	会長	副会長	理事
事業計画及び予算の案の作成に関すること	◎	○	○
事業計画及び決算の案の作成に関すること	◎	○	○
人事及び報酬制度の立案に関すること	◎	○	○
重要な使用人以外の者の任用に関すること	◎	○	○
出張に関すること	◎	○	○
契約金額の支出	◎	○	○
諸規定に基づく支出（旅費・交通費など）	◎	○	○
研修など事業の実施に関すること	◎	○	○
会員の教育・研修に関すること	◎	○	○
渉外に関すること	◎	○	○
福利厚生に関すること	◎	○	○
金融機関を指定すること	◎	○	○
外部に対する文書発簡（重要なもの）	◎	○	○
外部に対する文書発簡（一般事務連絡）	◎	○	○
理事会の招集	○	○	
理事会の議長	○	○	
担当理事としての執務（事務局・部）			○
担当理事としての執務（委員会）	○	○	○

備考：◎は最終決定権限、○は所管を表す。